

ISSN 0910-7304

日 本 海 法 会

海 法 会 誌

復 刊 第 57 号

(通卷第86号)

勁 草 書 房

2 0 1 3

論 説

外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約

——二〇一三年九月ダブリンで開催された国際小委員会における審議——

中 村 哲 朗

一 ダブリン国際小委員会に至るまでの経緯

船舶の裁判上の売買 (Judicial Sales of Ships) により買受人が抵当権・先取特権などの負担のない船舶所有権を取得しその効果を第三国において認めることを目的とする国際条約案を作成する万国海法会による作業は、以下の経緯を経て来た。

二〇〇七年、万国海法会執行評議會で問題の検討を行うことを決定。

二〇〇八年、万国海法会アテネ総会にて中国海法会による報告⁽¹⁾。国際作業部会設置。

二〇一〇年一〇月、万国海法会ブエノスアイレス・コロキウムにて、国際作業部会による状況報告及び議論⁽²⁾。国際文書案作成を推奨。

二〇一〇年一二月、国際小委員会設置。

二〇一一年八月、第一次草案を作成。各国海法会へ回付。

二〇一一年九月、オスロ国際小委員会にて第一次草案検討⁽³⁾。国際作業部会により第二次草案を作成。

二〇一二年一〇月、万国海法会北京総会国際小委員会により第二次草案検討。国際作業部会により第三次草案（北京草案）作成⁽⁴⁾。

二〇一三年三月、この北京草案を各国海法会に回付しコメントが求められた。このコメントに基づき、二〇一三年九月二八日及び二九日の両日に亘りダブリンにおいて国際小委員会が開催され各海法会代表による意見陳述及び議論が行われた。本邦海法会からは、筆者が出席した。このダブリン国際小委員会の後、二〇一四年二月二日には、国際作業部会による改定案が回付された。以下、この改定案の各条文に即して各国海法会の意見陳述及び議論を要約し報告とする。

二 北京草案に対する各国海法会コメント及びダブリン国際小委員会での論議

1 条約案全体

フランス代表は、条約案とする以上仏語案が必要であるとし、仏語案を提示した。また、一般的に、英文条約案全体の文言に曖昧な点が多々あると共に、二重否定のような難解な文章が多い、とコメントした。トルコ代表は、これに賛同し、仏語案を作成する過程で大陸法と英米法の差異と調整すべき点も明らかにする、とコメントした。

また、トルコ代表は、本条約案は、一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約⁽⁵⁾（以下、「一九九三年条約」）及び一九九九年の船舶の差押に関する国際条約⁽⁶⁾（以下、「一九九九年条約」）と矛盾が生じてはならない旨強調した。

ベルギー代表は、本条約案について各国において海運業界及び金融業界の意見が聴取されるべきである、と述べた。ベルギー海法会は、ベルギー法務省及び外務省経由で問い合わせをし、本条約案及びその趣旨について支持を得ているとのことであった。

この点については賛同する意見が多く、全体意見として、各国海法会は、船社、金融関係者、関係官庁と連絡し、草案の内容を説明し、コメントを求めるべきこととされた。

2 前文

本条約の締結国は、

海運業及び船舶金融において、海事債権の担保・実行及び判決又は仲裁判断その他船舶所有者に対する執行可能な書類の執行手段として裁判上の売買を効力あるものとする必要があること、を認識し、

買受人にとって外国での船舶の裁判上の売買の国際承認及び登記の消滅・移転が不確実であることにより、裁判上の売買

により得られる船舶売却価格が減少し利害関係人にも悪影響を及ぼす可能性があること、を懸念し、裁判上の売買及びその後の船舶の所有権の移転の有効性に対する利害関係者からの異議を唱える方法を限定することにより、裁判上の売買の買受人に対して必要十分な保護を与えるべきである、と共に、

船舶は、裁判上の売買後は、それ以前に発生した請求権による差押の対象にはならないことが基本原理であること、及び裁判上の売買が有効であるかを判断する最も適当な裁判所は裁判上の売買が行なわれた国の裁判所であり、したがってその国の裁判所のみが裁判上の売買に対する異議の申立てについて管轄権を持つべきである、と確信し、

船舶の裁判上の売買の承認のためには、可能な限り統一した規則が、裁判上の売買についての通知、売買の効果及び船舶の再登記又は登記変更について設けられるべきこと、に鑑み、以下の合意をした。

すでに、多くの議論がなされて来た。用語の変更などを除き、特段の議論はなかった。

3 各条文

第一条 定義

1 「証明書」とは、第五条により正当に発行された書類正本又は謄本をいう。

2 「担保」とは、原因・方式の如何を問わず、船舶に関する担保、海事先取特権、先取特権、海事優先債権、負担、請求、差押、保留、又はすべての利益についての通知を含む。

3 「制限なき権利」とは、原因の方式の如何を問わず、すべての抵当権、担保（買受人、再買受人が抵当権・担保の負担を受ける場合を除く）、すべての海事先取特権、先取特権その他の権利制限がなく、これらから解放された権利をい

う。

4 「権限機関」とは、裁判上の売買実施国の法令により制限なき権利を与える船舶売買又は裁判上売買を執行し又は強制せしめる権限を有する者、裁判所又は権限機関をいう。

5 「裁判所」とは、その存在する地の法律により司法機関として設立され、この条約が扱う事項につき決定する権利を委ねられた機関をいう。

6 「日」とは、暦日をいう。

7 「利害関係人」とは、裁判上の売買の直前時点で船舶所有者又は船舶上に抵当権又は登記された担保を有する者をいう。

8 「裁判上の売買」とは、権限機関がその国の法令に基づき行う競売、協議による売買その他適切な方法により行われる船舶の裁判上の売買であって、それにより船舶に対する制限なき権利が譲渡され売却金が債権者に配当されるものをいう。

9 「船舶先取特権」とは、裁判上の売買実施国の国際私法により適用される法令により認められる船舶上の船舶先取特権、又は海事優先債権をいう。

10 「抵当権」とは、裁判上の売買実施国の国際私法により適用される法令により承認・実行される登記国で成立した抵当権又は「譲渡担保」をいう。

イタリア代表は、この定義は「登記」⁽⁷⁾されている抵当権又は譲渡担保のみとすべき旨提案した。これについて、カナダ及び米国代表は、登記のない抵当権・譲渡担保も裁判上売買により消滅させることが本条約案の前提である。登記されていない抵当権者・譲渡担保権者も裁判上の売買に対して異議を唱えるべきであり、後の異議を可能にすると

本条約の本旨が失われる、とコメントした。オランダ代表も、第三条の通知が登記されている抵当権者その他の担保権者になされれば登記のない担保権者に対しても裁判上売買の効力を及ぼすのが本条約の本旨である、とこれに賛同した。第二次草案の定義規定では、登記可能なもののみを「担保」としていたところを、登記不可能な先取特権が裁判上の売買の後も残存することとなるのは買受人の利益を害するという発想に基づき、北京草案では、登記可能かどうかを「担保」の要件としていない。「抵当権」及び「譲渡担保」についても同様であるが、登記国でこれらが成立しているべきことは当然で、国際作業部会はそれに沿う改訂をしている。

- 11 「所有者」とは、登記国の船舶登記簿に船舶所有者として登記されている者をいう。
- 12 「者」とは、個人、組合、公的・私的団体をいい、法人であるかどうかは問わず、国家又はその一部を含む。
- 13 「買受人」とは、裁判上の売買により船舶上の財産権がその者に移転した又は移転される者をいう。
- 14 「承認」とは、船舶の裁判上の売買の承認が求められる国において、裁判上の売買がその実施国と同様の効果をもつことをいう。
- 15 「登記担保」とは裁判上の売買の対象としての船舶の登記簿に記載された担保をいう。
- 16 「登記機関」とは船舶又は裸用船登記国の登記機関又は同等の公的機関をいう。
- 17 「船舶」とは、裁判上の売買実施国の法令により裁判上の売買の対象となる船舶をいう。

カナダ代表により、未登記の小型船舶には本条約を適用しないこととする旨の提案がなされた。オランダ、トルコ、米国、シンガポールの代表より、反対のコメントがなされた。

18 「登記国」とは、裁判上の売買の時点で船舶の所有権登記がなされている国をいう。

19 「裁判上の売買実施国」とは、船舶が裁判上の売買によって売却される国をいう。

20 「裸傭船登記国」とは裸傭船された船舶の傭船者に傭船期間中一時的に裸傭船の登記を許可し、かつ、その国の旗を掲げる権利を与える国をいう。

21 「再買受人」とは、船舶の買受人から船舶所有権を取得した者をいう。

フランス代表より、定義規定全体を短縮又は削除すべきである、例えば、一九五八年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下、「ニューヨーク条約」）、一九九三年条約では、このような定義のためだけの条項はない、とのコメントがなされた。

第二条 適用範囲

本条約は、加盟国の領域内で行われた裁判上の売買の他の加盟国での承認に適用される。

特に議論はなかった。

第三条 裁判上の売買の通知

1 裁判上の売買に先立ち、その国の法令に基づき権限機関又は裁判上の売買手続の当事者により以下の通知がなされた

ことが承認を求める者により証明されなければ、この条約により、他国でなされた裁判上の売買は承認されない。

- (a) 登記国の船舶登記管掌機関
- (b) 登記されている抵当、登記された担保の権利者
- (c) 船舶先取特権の権利者、ただし、裁判上の売買を行う権限機関がその債権についての通知を受け取っている者に限る
- (d) 船舶の所有者

クロアチア代表より、本条約でこの通知は極めて重要な役割を果たすのに当事者にこれを任せるのが適当とは思われない、とのコメントがあった。送達の方法については英米法系国と大陸法系国との間に大きな相違があり、これを捨象して法令に基づいて権限機関ないし当事者により通知が行われれば、通知を有効としてその結果たる裁判上の売買の結果を認めようというのが本条約案の趣旨⁽⁹⁾である。送達の方法自体が杜撰である場合を除きこの条項自体に問題があるとは思われない。

2 裁判上の売買の対象となる船舶が裸傭船登記国の旗を掲げている場合、本条第一項により要請される通知は、当該国の船舶登記機関にもなされる。

北京での国際小委員会での草案検討後、国際作業部会により追加された文言であり、裸傭船登記が所有権と別途の国に存在する場合を考えている。この追加により、第三条二項及び三項は番号が繰り下がり、第三条三項及び四項となっている。

3 本条第一項及び第二項の通知は裁判上の売買の三〇日以上前に行い、最低限下記の情報を含むものとする。

(a) 船名、(もしあれば)、IMO番号、(もしあれば)、船舶又は裸用船登記国(もしあれば)、の登記簿(もしあれば)、に記載されている所有者名又は裸傭船者名

(b) 裁判上の売買の日時場所…裁判上の売買の日時場所が確定できない場合、およその日時場所を記し、後に確定した日時場所の通知を行う。その場合も裁判上の売買の七日以上前とする。

この裁判上の売買の事前通知期間七日については、カナダ代表及び米国代表より、この期間が長いと当事者の利益を害するゆえに七日以上「三ヶ月以内」とすべきであるとの提案がなされた。ドイツ代表もこれに賛同し、この期間が短くても後に異議が可能であるとコメントした。

フランス代表は、出来る限り、国内法に任せるべきであると反論。中国、ブラジル、シンガポール、各代表賛同。日本代表としても、この送達の実務は各国によって様々でこれに対する本条約の定めが最低限の期間を定めるのみのものでなければ国内法を修正せざるをえず、これは困難であるとフランス代表の意見に賛同した。

(c) 権限機関が決定する裁判上の売買又は裁判上の売買に先行する手続に関する詳細は、通知がなされるべき者の利益を保全するために十分なものでなければならぬ。

4 本条第三項に規定される通知は書面によるものとし、かつ、出来る限り迅速に、裁判上の売買の手続を無益化し又は著るしい遅延のないように、なされるべきであり、(a)書留郵便、電子郵便、その他適切な方法で、第一項及び第二項に規

定される者に送付されるか、又は、(b)裁判上の売買の実施国において新聞等による通知が必要であり、かつ、権限機関が適切と判断する場合には公告その他の方法により裁判上の売買の通知をする。

5 本条のいずれの規定も、条約国がその加盟する条約又は国際文書を遵守し、拘束されることを妨げない。

北京草案第三条三項（国際作業部会改定では右四項に当たる）は、通知の方法について「受領が確認出来る」適切な方法であることを要求していた。要求しないと、一九九三年条約第一条三項がこれを要求しているゆえに一九九三年条約締結国では条約違反が生じるためである。この点について、各国海法会のコメントを取った時点で、「受領が確認出来る」適切な方法による通知を要求すると裁判上の売買が遅延するとのコメントが出され、国際作業部会としては、この文言を維持するかどうかを国際小委員会の審議に委ねることとした。

米国、カナダの代表は、一九九三年の受領確認を要求として加えたと条約の実効性が弱まる、とコメントした。アイルランドも同意見であった。

トルコ代表は、通知は一九九三年条約第一条三項に定めるとおりとされるべきである。それが適当でない場合、これについての本条約の優先を定めれば良い、と提案した。中国代表は、一九六五年ハーグで採択された民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約（以下、「ハーグ送達条約」）の下では送達の確認がなされることが前提とされており、これによると実行困難となる場合がある。むしろ、公示送達の活用（中国法はこれを二ヶ月で完了するような法改正をしている）によるべきであるとする。

マルタ代表より、この問題を解消するためには、第三条三項を改訂するのが適当である、との提言がなされた。すなわち、まず、この通知を迅速に行う旨を要求する一方、締結国に通知が有効となる条件を定める権限を確保する。

これによって一九九三年条約国や通知・送達に受領確認を条件としている国に本条約採用の余地を与えることとなる。本条約案八条は、外国競売の不承認の理由として通知の不十分を挙げていないので、通知は、本条約の上記改訂によって、条約締結国の国内法に従っていれば良いことになる。

ベルギー代表は、受領が確認出来る通知を達成するには困難がつきまとい、これによって裁判上の売買の開始が困難又は遅延することは好ましくないが、すでに海外への送達に関して議論がなされ成立している一九九三年条約及びハーグ送達条約との整合性を諮らねばならない。したがって、国際海事機関に対し一九九三年条約一条三項の改訂議定書の作成を推薦することが望ましく、これによって、一九九三年条約の批准国を増やすことも出来ようとコメントした。

この問題について国際作業部会は、(i)「受領が確認出来る」という文言を維持する、(ii)「受領が確認出来る」という文言を削除し一九九三年条約締結国では条約の要請を遵守し「受領が確認出来る」送達によるべきこととする、(iii)「受領が確認出来る」という文言を削除する一方、一九九三年条約について「受領が確認出来る」送達を行うべきとする要請を船舶の裁判上の売買については外す議定書を国際海事機関に提案する、の三通りの解決がありうる、とする。本邦はハーグ送達条約を批准しており、また、原則としても受領が確認出来る方法により送達がなされるべきものであり、本邦内の取扱いとしては受領確認が前提とされるべきであろう。国際作業部会は改訂案として(ii)を採用し、第五項を新設している。

外国での裁判上の売買を承認するかどうかの判断の際に受領が確認出来る方法による送達を前提とするか、は別問題である。「受領が確認出来る」方法による送達を要求すると、米国、カナダなど「受領が確認出来る」送達を不要とする国での裁判上の売買を承認出来ないことになりうるので、むしろ、(ii)と同様に「受領が確認出来る」送達

の方法によるかどうかは裁判上の売買が行われる国の国内法によるものとし、その承認・執行に当たっては、行われた送達の方法について第八条の「公序良俗」違反如何を基準とするのが適当と思われる。

第四条 裁判上の売買の効力

1 (a) 裁判上の売買の時に裁判上の売買実施国の管轄内に船舶が物理的にいたこと、及び、

(b) 裁判上の売買実施国の法令及び本条約の規定に従って裁判上の売買が行われたことを条件に、

裁判上の売買以前に船舶に存するすべての権利・財産権・権益は消滅する。買受人又は再買受人が負担する場合を除き、すべての抵当権又は登記担保、その他すべての担保、海事先取特権（他の先取特権を含む）その他すべての権利制限がその成立原因及び方式を問わず消滅し、船舶に対する権利は適用される法令に従い、買受人又は再買受人に移転する。

2 上記の規定にかかわらず、裁判上の売買の対象たる船舶に対し執行できる権利を除く求償権（不足額の求償を含む）は、裁判上の売買又は第六条第一項による抹消によって消滅しない。

ギリシア代表は、第四条では、船舶に対するすべての権限が適用される法令によって移転する旨定めているが、例えばギリシア法では、裁判上の売買によっても船員の社会保険給付請求権のような特定の請求権は消滅しない。換言すれば、第四条は、適用される法令により認められる限度でのみ船舶に対する権利が消滅する旨を定めていることになる。しかし、この点は、第一条四項の権限機関の定義で、「すべての権利制限を消滅させる」が「すべての権利制限を適用される法令により消滅させる」とされ、第一条九項の「裁判上の売買」がやはり適用される法令により行われることとされなければ、曖昧さが残る。仮に、本条約が上記のような制限を持たない全権利を消滅させるものとし

て裁判上の売買を捉えるのであれば、第四条の「適用される法令」への言及はその手続及び移転の方法についてのみに言及されるべきこととなる。ギリシア代表のコメントに対しては、本条の規定は、第一条の規定と併せれば、権限機関が行う裁判上の売買である限り、すべての権利制限が消滅すると解釈するに十分である、との意見が大勢であった。

クロアチア代表は、多くの国において所有権移転は登記を条件としており、「買主に移転する」は、「買主が獲得する」の文言とすべきとコメントすると共に、「適用される法令により」の文言により、適用されるべき法令により裁判上の売買がなされた場合のみに承認が認められることになるのは不都合であるとして同文言を削除すべきであるとコメントした。また、ドイツ代表からは、船舶に対する権利は「裁判上の売買の行われる国において」適用される法令に従い、買受人に移転する、として、適用法令を確認する規定を設けるべきである、との提案がなされた。いずれのコメントについても、不必要との意見が大勢であった。

フランス代表は、最終文はこの条約の取扱範囲を超えるものでしかも意味不明であるとコメント、本邦代表として、同意見である旨の表明をした。第二次草案では、本邦海法会は、第一条七項の「未回収額」の定義と共に、不必要とコメントしていたところである。⁽¹⁰⁾

第五条 裁判上の売買についての証明書発行

1 船舶の裁判上の売買が行われ、それが裁判上の売買実施国の法令及び本条約上の条項に合致する場合には、権限機関は、買受人の求めにより、(a)船舶が裁判上の売買実施国の法令及び本文書の規定に従い、買受人が負担する場合を除き、性質・原因の如何を問わず、すべての抵当、登記担保並びに担保、海事先取特権及びすべての先取特権その他の権利制限

から解放されたこと、及び、(b)裁判上の売買の前に船舶上に存したすべての権利・権益が消滅したこと、を記載した証明書を買受人に発行する。

2 また、証明書は、本項に列挙する項目に対応した連続番号の項目により、以下の情報を含まなければならない。

- i. 証明書が本条約に基づき発行されたこと
- ii. 権限機関の名称、所属国
- iii. 権限機関の住所
- iv. 裁判上の売買が実施された時のその対象たる船舶の名称
- v. 裁判上の売買が実施された時のその対象たる船舶を特定する符字
- vi. 裁判上の売買が実施された時のその対象たる船舶を特定する符字を発行した場所及び船籍港
- vii. 裁判上の売買の日
- viii. 買主の名称
- ix. 買主の住所
- x. 証明書の発行日及び場所
- xi. 署名、スタンプその他証明書の権限を確認できるもの

ドイツ代表及びクロアチア代表から、証明書のひな形を添付すべきである旨の提案がなされた。この証明書は国際作業部会改定案第七条五項（旧六項）で裁判上の売買を証明する最終的証拠とされ、これを基準に登記変更もなされる。また、このような書式使用は海事関係取引で頻繁に行われている。⁽¹¹⁾ また、第五条で規定されている項目以外に買受人、登記国などの重要事項がこの証明書に含まれる必要がある、と提案した。国際作業部会は、これに基づき改定

案に第二項を加えている。

米国代表は、裁判上の売買でMOAの発行が認められる限り証明書は必要ない、また、基本的な証明書があれば手続中の他の文書の提出で事足りるが、証明書の定型化に反対する理由もない、とコメントした

トルコ代表より、裁判上の売買が一九九三年条約締結国でなされた場合には、証明書は一九九三年条約第一二条五項によるべきである、とコメントした。

フランス代表は、本条項自体が必要ないとコメントした。詳細な書式の規則化はこれと齟齬すれば直ちに無効となる危険を伴う。むしろ、各国裁判所及び権限機関に任せるのが適当と考えられる、という理由である。

第六条 船舶登記の抹消及び登記

1 買受人又は再買受人が第五条により発行された証明書を提示した場合、裁判上の売買の前に船舶の登記がなされていた登記機関は、買受人又は再買受人が負担する場合を除き、すべての登記されている抵当権又は登記担保を抹消し、買受人又は再買受人の名前で船舶を登記し、必要であれば、新規の登記のため抹消証明書を発行する。

2 裁判上の売買の時点で船舶が裸傭船登記国を旗国とする場合、第五条にいう証明書を買受人又は再買受人が提示した場合、その国の登記機関は船舶登記簿からその船舶の登記を抹消し、船舶の登記を許可し、登記抹消された国の旗を一時的に掲げる許可を与える。

3 第五条の証明書が上記の登記国の公用語で作成されない場合、登記機関は買受人又は再買受人に対し、証明書の正当な翻訳であることが証明された翻訳を提出するよう要請できる。

4 登記機関は、記録保存のため、買受人又は再買受人に上記証明書謄本の提出を要請できる。

マルタ代表から、登記の名義人に買受人に加えて再買受人も規定すべきではないか、との提案がなされた。これに対しては、再買受人の権利は再売買契約の内容によって決まるものでこれについて証拠書類あれば、再買受人に対する直接の名義変更も可能である。この提案は競売対象となる船舶の競売入札者及びこれに対する融資者の便宜を考慮するものである。国際作業部会は、「又は再買受人」の語を「買受人」の後に加える改訂を行っている。

ドイツ代表から、登記抹消手数料は売主の支払いによるとする法制の国があり、これを買主の負担から外すには、登記国の抹消手続が職権でなされる必要がある。また、三項では、他言語による証明書類も受入可能である旨の文言を加えるべきである。四項では謄本は公証認証の必要があると提案している。

第七条 裁判上売買の承認

1 第八条の規定に従い、買受人又は再買受人の申立てにより各加盟国の裁判所は、第五条に規定される証明書の提示により他加盟国で実行された裁判上の売買を承認し、下記の効果を認める。

(a) 船舶所有権は、買受人又は再買受人へ移転し、裁判上の売買以前に存在したすべての権利・所有権・権益は消滅したこと、及び

(b) 船舶は、買受人又は再買受人が負担する場合を除き、すべての登記された抵当権、登記担保、すべての担保、海事先取特権、先取特権その他の権利制限及び求償権から解放されたこと。

2 裁判上の売買がなされた船舶が当該売買以前に発生した債権により差押えの対象となり又は差し押えられた場合、買受人又は再買受人が第五条に定める証明書を提出したときは、差押えを申請した者が利害関係人であり、同人が第八条に定める事情が存在することを証明することが出来ない限り、裁判所は、差押申立を棄却又は却下し又は差押えから船舶を解放しなければならない。

3 加盟国での船舶の裁判上の売買については、裁判上の売買の実施国の裁判所に異議申立てについての専属管轄権があり、裁判上の売買の実施国以外の国の裁判所は、裁判上の売買に対する異議申立てについて管轄を有しない。

クロアチア代表は、三項について、第八条二項(a)号は裁判上の売買の効力を裁判所が停止する場合を定めているが、そのような権限があることについては定めていない。「当該裁判所は裁判上の売買の効果を停止する権限を有する」との文章を加えるべき、とコメント。当該裁判所が裁判上売買の効果を停止する権限を有するかどうかは当該国の手続法令に基づき定まるべきで、本条約案はそこまで立ち入っていない。

4 利害関係人以外の者は、裁判上の売買に対する異議申立てを行うことは出来ない。また、いかなる国の裁判所も利害関係人以外が提起する裁判上の売買に対する異議申立てについて管轄権を有しない。また、裁判上の売買の対象たる船舶又は善意の買受人に対しては、いかなる求償権も成立しない。

北京草案は、異議申立期間を三ヶ月に制限する規定を設けていた。ベルギー代表は、慎重な買主及び融資者は後に異議申立てを受ける可能性のある船舶を競落しようとはしないし、異議がなされれば船舶の運航は停止する。ゆえに裁判上売買に基づく支払いはこの異議期間の後になる。ベルギー法は異議申立てを競売開始決定の一五日以内としているが、実質上競売開始通知より二―三ヶ月経ているから十分な異議申立期間が与えられていることとなる。三ヶ月という期間は長過ぎる。本邦その他数ヶ国は、この三ヶ月という期間は短い、とコメントした。この期間を各国の裁量に任せることとし、国際作業部会は異議申立期間を三ヶ月とする規定を削除する改訂をしている。

5 第八条の状況が証明されない場合、第五条により発行された証明書は裁判上の売買が行われたことを証明する最終的な証拠とみなされ、第四条に規定される効力を有する。ただし、他の手続においては、いかなる者の権利を証明する最終的な証拠とはならない。

フランス代表から、本条二項ないし六項は裁判上売買の承認という本条約案の目的を超える、同様の規定を削除しニューヨーク条約と同程度のものですべき旨の提案がなされた。

第八条 承認が差し止め又は拒否される場合

裁判上の売買の承認は以下の場合においてのみ差し止め又は拒否される。

1 加盟国の裁判所は、利害関係人の申立てにより、利害関係人が裁判上の売買時に第五条に規定される証明書を発行する権限機関が存在する国の管轄地域内に船舶がいなかったことを証明する書類を裁判所に提出した場合に限り、船舶の裁判上の売買の承認を拒否することができる。

2 裁判上の売買の承認は、

(a) 利害関係人の申立てにより、利害関係人が、第七条三項に従い手続が買受人又は再買受人への通知により開始され、裁判上の売買の実施国の裁判所が裁判上の売買の法的効力を差し止めたことを証明する証拠を加盟国の裁判所に提出した場合にのみ差し止められる。

(b) 利害関係人の申立てにより、利害関係人が、裁判上の売買の実施国の管轄権ある裁判所が（裁判上の売買の法的効力を差し止めたかどうかにかかわらず）裁判上の売買を無効とする判断を行いこれが確定したことを証明する証拠又は同様

の書類を加盟国の裁判所に提出した場合に拒否される。

3 「承認が求められている加盟国の裁判所が、裁判上の売買の承認が承認国の公序に明白に反すると判断した場合、裁判上の売買の承認は拒否される。

ドイツ代表から、公序良俗違反による他国での裁判上売買の効力否定を避けるために本条約案では、手続に関する他国での精査を排除すべきであるとしている。その方法として公序良俗違反が「明白に (manifestly)」認められる場合にのみ、承認を差し止め又は拒否されることとすべきものと提案した。⁽¹²⁾ ただし、ドイツ代表は、この「明白に」という文言で実質的にどの程度の効果があるかは不明であるとしている。

現実に、公序良俗違反の範囲を狭めることは文言上困難である。上記のように第四条の通知の方法についても各国手続を調整するには多くの困難がある。

本邦は、上記の点について反対のコメントを行い、従来どおり、「(i) 裁判上の売買及びその手続、(ii) 裁判上の売買の根拠となる債権及び証拠書類」が公序良俗に反する場合には承認を拒否しうるとすべき旨提案した。右提案は、手続面での各国間の相違を手続に関する規定で調整するより、裁判上の売買の効果を承認する時点で承認拒否の要件となる「公序良俗」の範囲を柔軟に設定することでより適当な調整がはかれるのではないか、との考えに基づく。詳細な定義が困難な「公序良俗」という文言をそのままにしておく方が、条約の運用において適切な解決が図れると思われる。国際作業部会は、「明白に」の文言を加えた改定案を提示している。

なお、「明白に」との文言を追加する提言について、他の条約、例えば、国際連合国際商取引委員会による国際倒産に関する模範法典及び制定ガイド (UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency and Guide to Enactment)

第六条は、債権が締結国の公序良俗に「明白に」違反する場合の適用除外を定めている。制定経緯からすると、この「明白に」という文言は、国際関係での法的判断の経験の少ない国に当該「公序良俗」が純粹な国内の「公序良俗」ではなく、国際社会を前提とした「公序良俗」であることを認識させる機会を与える意味を有する程度の機能しかない。⁽¹³⁾ 本邦は、これを国内法化した時点で、「明白に」の文言を外している。⁽¹⁴⁾

第九条 その他国際協定との関係

本条約は、他の二国間又は多国間条約、協定、合意書又は国際礼讓に基づく裁判上の売買の承認を変更するものではない。

北京草案で加えられた条項で特に議論はなかった。

三 今後の予定

各国海法会は、国際作業部会の作成した改訂案を関係海運及び金融業界に回付し意見を取得することを奨励されている。また、各国海法会はこの改訂案に対するコメントを提出する。これらを前提に、次回ハンブルグでの総会において成案とすることを目的として、総会前に国際小委員会を開き最終案の作成を行う予定である。

(1) Henri Hai Li氏により「船舶の裁判上の売買に関する議論の要約 (A Brief Discussion on Judicial Sales of Ships)」と題する報告がなされた。

- (2) 詳細については、拙稿「外国での船舶競売の承認」海法会誌復刊第五四号三五頁。
- (3) 詳細については、拙稿「外国での裁判上の売買の承認に関する文書」海法会誌復刊第五五号四九頁。
- (4) 詳細については、拙稿「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約」海法会誌復刊第五六号一三頁。
- (5) 同条約は二〇〇四年九月に発効している。同条約の解説として、江頭「一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約の成立」海法会誌復刊三七号二九頁。二〇一四年一月時点で、エクアドル、エストニア、モナコ、ナイジェリア、ペルー、ロシア連邦、セントビンセント&グラナダ、スペイン、シリア、チュニジア、ウクライナ、バヌアツの一二ヶ国が批准している。
- (6) 同条約は二〇一一年九月に発効している。同条約の解説として、小塚「船舶のアレストに関する一九九九年の国際条約」海法会誌復刊第四三号五九頁。二〇一四年一月時点で、アルバニア、アルジェリア、ベニン、ブルガリア、エクアドル、エストニア、ラトビア、リベリア、スペイン、シリアの一〇ヶ国が批准している。
- (7) 本条三項で「制限なき権利」とはすべての「抵当権」「担保」がなく、これらから解放された権利をいう、とされ、第四条で「すべての抵当権又は登記担保、その他すべての海事先取特権（船舶先取特権を含む）その他すべての権利制限がその成立原因及び性質を問わず消滅」となされていることから、ここで、「抵当権」を登記されている抵当権及び譲渡担保とすると、登記されていない「譲渡担保」は裁判上の売買により消滅しないことになる。
- (8) 前掲「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約」海法会誌復刊第五六号一七一―一八頁参照。
- (9) 前掲「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約」海法会誌復刊第五六号二四頁。
- (10) 前掲「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約」海法会誌復刊五六号一九頁。
- (11) 証明書の書式に関する具体例としては、欧州共同体ブラッセルⅠ規定（Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters）五四条以下がある。
- (12) ブラッセルⅠ規則（二〇〇〇年十二月二日民事商事判決の管轄承認執行に関するEC評議会規則 44/2001号）（The Brussels-I-Regulation (Council Regulation (EC) No. 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters）三四条一項及びブルガーノ条約（二〇〇七年一月三〇日民事商事判決の管轄承認執行に関する条約）（The (new) Lugano Convention (Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters of 30 October 2007）第三四条一項も同様の規定をうっている。

- (13) UNCITRAL, Report of the Working Group on Insolvency Law on the Work of 18th Session (A/CN.9/419, para 40), 19th Session (A/CN.9/422, paras 84-85), 20th Session (A/CN.9/433, paras 156-160), 21st Session (A/CN.9/435, paras. 125-128).
- (14) 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年一月二十九日法律第二一九号)第二十一条二項三号。